

静岡県介護保険財政安定化基金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年7月30日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第34号

静岡県介護保険財政安定化基金条例施行規則の一部を改正する規則

静岡県介護保険財政安定化基金条例施行規則（平成12年静岡県規則第66号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p data-bbox="272 663 357 694">附 則</p> <p data-bbox="197 712 774 790"><u>この規則は、平成12年4月1日から施行する。</u></p>	<p data-bbox="890 663 975 694">附 則</p> <p data-bbox="836 712 995 743"><u>（施行期日）</u></p> <p data-bbox="815 759 1374 837">1 <u>この規則は、平成12年4月1日から施行する。</u></p> <p data-bbox="810 853 1374 931"><u>（令和3年度から令和5年度までの貸付金の償還方法の特例）</u></p> <p data-bbox="815 947 1374 1361">2 <u>介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令（平成10年政令第413号。以下「令」という。）附則第2条の2第1項の規定により貸付金の償還期限が令和11年度の末日まで延長された市町は、第9条本文の規定にかかわらず、令和3年度から令和5年度までの計画期間の借入総額を6で除して得た金額を、令和6年度から令和11年度までの各年度において償還するものとする。</u></p> <p data-bbox="815 1377 1374 1697">3 <u>令附則第2条の2第2項の規定により貸付金の償還期限が令和14年度の末日まで延長された市町は、第9条本文の規定にかかわらず、令和3年度から令和5年度までの計画期間の借入総額を9で除して得た金額を、令和6年度から令和14年度までの各年度において償還するものとする。</u></p> <p data-bbox="810 1713 1374 1792"><u>（令和6年度から令和8年度までの貸付金の償還方法の特例）</u></p> <p data-bbox="815 1807 1374 1977">4 <u>令附則第2条の3第1項の規定により貸付金の償還期限が令和14年度の末日まで延長された市町は、第9条本文の規定にかかわらず、令和6年度から令和8年度までの計画期</u></p>

間の借入総額を6で除して得た金額を、令和9年度から令和14年度までの各年度において償還するものとする。

5 令附則第2条の3第2項の規定により貸付金の償還期限が令和17年度の末日まで延長された市町は、第9条本文の規定にかかわらず、令和6年度から令和8年度までの計画期間の借入総額を9で除して得た金額を、令和9年度から令和17年度までの各年度において償還するものとする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和3年8月1日から施行する。